

雄物川水系河川懇談会
提言書

平成15年3月

雄物川水系河川懇談会

はじめに

近年、河川をとりまく状況は大きく変化しており、治水、利水の役割を担うだけでなく、河川のもつ多様な自然環境や水辺空間が、うるおいのある生活環境の場としての役割も期待されている。また、地域の風土と文化を形成する重要な要素として、その個性を活かした川づくりが求められている。

このような背景から、平成9年に河川法が改正された。これまでの「治水・利水」を重視した内容に、新たに「河川環境の整備と保全」を目的に加え、「治水・利水・環境」の総合的な河川整備の推進を図ることになった。

また、水資源に関わる問題は、我が国だけでなく世界的にも非常に関心の高い問題である。特に今年には国連の国際淡水年にあたり、世界的な取り組みが活発に進められており、また、京都・大阪・滋賀を会場に世界水フォーラムが開かれるなど、我が国も、世界へ向けて積極的に取り組もうと動き出している。このような中でより広い視点から、水問題や環境問題、そして川づくりに取り組んでいくことが、我々流域住民や河川管理者にも求められてきている。

こうした新しい考えに基づく国民の河川整備に関するニーズに的確に応え、河川の特性と地域の風土・文化などの実情に応じた河川整備を推進するためには、地域との連携が不可欠であり、計画段階から地域住民の方々や学識経験を有する専門家等の意見を取り入れながら進める必要がある。このため、平成12年11月に「雄物川水系河川懇談会」を設立し、雄物川の現状や課題、今後の方向性等について意見交換を行ってきた。

本懇談会では、産業を支え、多くの文化を育んできた雄物川について、洪水や渇水の歴史と人々の取組み、優れた自然環境と美しい景観、かつては子供たちが集い、遊び、人格形成の一端を担ってきた側面などを広く認識し、よりよい雄物川の川づくりをめざして、様々な立場からの意見の交換と検討を進めてきた。

これまでの議論をふまえ、ここに、雄物川の川づくりにおける7つの方向性を提言する。

今後の「雄物川水系河川整備計画」の検討にあたっては、本提言の内容が十分に考慮され、これからの雄物川らしい川づくりに役立てていかれることを望む。

平成15年3月3日
雄物川水系河川懇談会
座長 首藤 伸夫

目 次

はじめに	i
1. 雄物川の現状と課題	1
(1) 治水	1
(2) 利水	1
(3) 自然環境	2
(4) 河川利用・文化	3
2. 雄物川における川づくりの方向性	3
(1) 水害に強い流域づくり	3
(2) 水資源の重要性の認識と有効利用	5
(3) 自然との共生	6
(4) ふるさとの美しい景色の保全	7
(5) だれもが親しみたくなる川	8
(6) 歴史や文化が息づく川	9
(7) 川づくりへの住民参加と流域内の連携	10
おわりに	11

1. 雄物川の現状と課題

雄物川は、昔から生物や人々の暮らしを支え、流域の自然や景観、産業、風土、文化等を醸成してきた。雄物川の名前の由来にも深く関係する舟運をはじめ、アユやウグイ等の川魚を対象とした漁業、穀倉地帯としての流域の農業等、人々は雄物川から、たくさんの恩恵を受けることで生活してきた。

その一方で、流域に大きな被害をもたらした洪水の発生や、全国的にみても頻度の高い濁水等、雄物川で生活する人々にとって、解決すべき課題も多い。また、近年の環境問題への関心の高まりを背景に、従来は見過ごされてきた、雄物川の持つ多様な自然環境へのニーズも高まってきている。

本懇談会での意見交換の出発点として整理した「雄物川の現状と課題」について4つの視点（治水、利水、自然環境、河川利用・文化）からその概要を述べる。

（1）治水

- ・ 我が国は、気象、地形等の自然条件が厳しく、洪水や濁水が発生しやすい国土になっている。雄物川もまた流域の7割以上を山地が占め、降水は短時間で海へと到達し、大雨による洪水や少雨による濁水が発生しやすい。
- ・ 雄物川流域は秋田県の面積の4割、人口の6割を占める県内最大の河川であり、流域全体の10%にあたる想定氾濫区域に流域内人口の43%が生活している。また、資産の43%が想定氾濫区域内にあり、災害ポテンシャルは高い。
- ・ 実際に、明治27年、昭和22年、47年、62年等、近年においても大きな被害をもたらす洪水が相次いで発生している。
- ・ このため、秋田市を含む下流部では150年に1回の確率で発生する洪水、上中流部では100年に1回の確率で発生する洪水に対応できるように河川改修を実施してきている。
- ・ 堤防の整備により洪水の被害は軽減されつつあるが、堤防整備率は63%と全国平均（82%）や東北平均（74%）に比べて低い。特に、中流部は整備が遅れており無堤区間が多く、また上流部には洪水の流下を阻害している農業用取水堰が4つある。

（2）利水

- ・ 雄物川流域では、昭和48年、53年、57年、59年、60年、平成元年、6年、11年と頻りに濁水被害が発生しており、全国でも濁水の多い地域の一つである。
- ・ 平成2年の玉川ダムの完成により、玉川合流点から下流については流況が改善され濁水被害は減少したが、玉川合流点から上流についてはいまだ濁水被害が発生している。

- ・ 雄物川における取水は、上中流部では農業用水、下流部では工業用水が圧倒的に多く、全体に占める割合は、農業用水が67%、工業用水が31%、水道用水が1%である。
- ・ 上流部には流域の農業を支える重要な施設である取水堰が多く、かんがい期においては各堰下流の流況は著しく悪い。そのため、堰から取水した水が川に還元され、再度下流の堰から取水するという反復利用を行っているのが実態である。

(3) 自然環境

- ・ 雄物川の複雑な地形・地質に由来する多様な環境は多くの生物に生息環境を提供し、貴重種も多く、全国的にもすばらしい河川環境を有している。
- ・ 河川周辺の自然環境を把握するために平成2年から実施している「河川水辺の国勢調査」では、魚介類、植物、鳥類、陸上昆虫、底生動物等を調査している。雄物川での確認種数はいずれも全国平均を上回っており、たとえば魚介類については、全国平均の53種に対し、雄物川では77種と多い。
- ・ 一方、他の流域と同様に、ブラックバスやハリエンジュ等の外来種が進入しており、在来種への影響も発生している。
- ・ 河床の砂利採取や沿川の土地利用が進んだことにより、近年、低水路の深掘れ、固定化が進み、高水敷や中洲の樹林化が発生している。これにより、多様な生物の生息環境となる砂利川原が減少しており、特に皆瀬川合流点より上流部でその現象が顕著に見られる。
- ・ 昭和年代までに造られたコンクリート護岸による水域と陸域の分断や、樋門・堰等によって川の連続性が分断されているところがある。
- ・ 雄物川では平成3年から自然環境に配慮した「多自然型川づくり」を実施し、現在まで約80箇所施工している。
- ・ 雄物川の水質（BOD値）は、すべての観測所において近年では横這い傾向にあり、環境基準値をクリアしているが、全国に121ある1級河川の中ではきれいな方から64位と平均的な位置にあり、改善の余地が大きい。
- ・ 雄物川の支川玉川及び高松川の水は上流にある温泉等の影響により強い酸性を示すことから、飲み水や農業用水に適さず、また魚も生息できない等、流域では昔から大きな被害を受けてきた。玉川においては平成3年に中和処理施設が完成し、徐々に水質の改善が図られている。
- ・ 滝、渓谷、平野、狭窄地帯、湧水地帯等が、四季の変化と相まって雄物川流域の美しい景観を形成している。

(4) 河川利用・文化

- ・ 雄物川における日常の河川空間利用者は、年間71万人(H12推定値、沿川の人口の1.3倍)と、全国平均165万人(同2.3倍)や東北平均83万人(同1.6倍)と比べて少ない。利用形態別の内訳は散策77%、スポーツ15%、釣り5%、水遊び3%であり、散策が多いことが特徴である。
- ・ 河川敷等では筏レースや花火大会、伝統行事等のイベントが種々開催されている。
- ・ 平成10年に日本初の国際カヌークルージング場に認定され、今後もカヌー利用者の増加が見込まれる。
- ・ 護岸が急勾配で、水際に近づけないところもあるが、近年、カヌー舟着場や緩傾斜堤防等、河川利用に配慮した事業を行っている。
- ・ 他の河川と同様に、雄物川でもゴミの量が多い。

2. 雄物川における川づくりの方向性

上で述べた「雄物川の現状と課題」と本懇談会での議論を踏まえ、今後の雄物川の川づくりを検討する上での方向性を以下に述べる。

(1) 水害に強い流域づくり

1) 施設整備による治水対策の推進

雄物川においては全国的に見ても堤防整備率が低く、頻繁に水害に見舞われる地域が多く残されていることから、引き続きこれまでと同様に上下流のバランスに配慮しながら、堤防の構築、河床掘削、樹木伐採、固定堰の改築等の施設整備を進めていく必要がある。

どの程度の治水安全度を確保するかについては、公平性及び経済性等を勘案して設定する必要がある。場合によっては、土地の利用形態に応じて輪中堤や宅地かさ上げ家屋移転等による対策や、土地利用規制等のソフト対策の併用を検討する必要がある。これまでの取り組みでも、例えば西仙北町強首地区において輪中堤が平成14年度に完成しており、また協和町中村地区においては家屋移転が実施されている。

また、ダムについては、昨今、環境に及ぼす影響を考慮して建設すべきではないとの反対論も見受けられるが、物部長穂博士(協和町出身、1888~1941)による「多目的ダム理論」にも述べられているように、年間の流量変動が大きい我が国の河川の特性を考えるとダムによる流量調節効果は治水、利水の両面において多大である。雄物川においても年間最大流量と最小流量の比

率は30～40倍にも達するとともに、沿川の土地利用が進んでおり、河道の流量の負担を大きくすることは容易ではないことから、ダムと河道の組み合わせにより洪水に対応することが合理的である。ただし、ダム計画の策定にあたっては、環境への影響評価、代替案との比較検討、情報の公開、関係住民の理解が不可欠である。

2) 地域と一体となった危機管理体制の充実

阪神・淡路大震災の経験から、災害の発生を未然に防止するという視点だけでなく、災害に対してしなやかに対応し、生じる被害を最小限にするという視点にたった「減災対策」が重要視されるようになった。

このような考え方は、雄物川流域のように堤防整備率が低く、河川整備による安全確保にまだ時間がかかる地域の危機管理では特に重要であり、また、河川整備が完了した後でも、想定を超えた洪水の発生は否定できないことから必要な考え方である。

このため、緊急時に対応した情報通信基盤や情報連絡体制の整備、河川管理者や自治体、消防団等の防災関係機関の連携強化、避難・救援・救護体制の拡充、地域の危険度の評価や、洪水ハザードマップの公表と土地利用への反映等、地域が一体となって危機管理体制を充実させていくことが必要となる。その際、ハード対策を組み合わせた総合的な視点からの取り組みも必要である。

また今後、少子高齢化や過疎化により、地域における高齢者等の災害弱者の増加が予想され、地域のコミュニティーの役割を重視した防災生活圏の形成等、さらに深く地域に根ざした危機管理体制のあり方について検討が必要である。

3) 環境に配慮した治水事業の推進

戦後の荒廃した国土に大型台風の襲来が相次ぎ、これらに早急に対応する必要性や、経済復興の基礎として国土基盤の早期の整備が求められたことから、全国的に治水施設の整備が急速に進められた。これらの事業により護岸等のコンクリート化が進み、国民の安全と引き換えに多様な水辺環境が失われ、生物の生息・生育環境の悪化が進んだ。

近年になり、国民の自然環境に対する関心が高まっており、動植物の良好な生息・生育空間としての川の役割に対する要請が増加している。

雄物川の現在の整備状況からみても、治水事業は従来同様必要な取り組みであるが、一方で雄物川がもつ多様な自然環境は、保全すべき重要な財産でもあり、環境に十分配慮し、自然の営力を活用できるような柔軟性のある治水事業の推進が必要である。

(2) 水資源の重要性の認識と有効利用

1) 河川環境や暮らしを守る水資源の確保

雄物川流域では近年においても数々の渇水を経験し、全国的にも渇水の多い地域の一つである。玉川ダム completionにより流況が改善された地域もあるが、まだ渇水に対する安全度は十分とは云えず、渇水対策はまだ途上にある。

また、秋田県では下水道整備率は42%と低く、下水道整備の進展に伴うトイレの水洗化や、核家族化による世帯数の増加等から、将来的な水需要の増加が予想される。さらに、地球規模での気候変動が懸念されるようになり、近年では洪水と渇水の規模が大きくなる傾向にある。また、地球温暖化により、積雪量の減少や融雪期の変化が予測され、積雪を水資源として活用してきた雄物川流域においては水の供給面等で重大な影響が懸念されることから、これらへの対応が重要である。

水は生物の命を育み、人々の生活や産業に不可欠な基本要素であることから、生活用水、農業用水、工業用水の確保とともに、生物の生息環境や良好な景観等を保全するために必要な流量を確保することが大切であり、貯留施設等の必要性について検討することが不可欠である。

2) 健全な水循環系を維持するための工夫と協調

水は限りある資源であり、水循環として説明されるように、雨として大地に降り、地表や地下を流れて海へと達する。その過程や海において大気中に蒸発して再び雨となる。健全な水循環系では、流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスのもとに確保されている。

近年、このような適切なバランスへの問題が認識されるようになってきた。これらの問題は、流域の涵養機能や保水・湧水機能、自然浄化機能の低下、水質汚濁負荷の増大と汚濁物質の多様化、水需要の増大、地下水の過剰採取等を要因としている。雄物川においても、「場」としての水環境のみではなく、「流れ」としての水循環に対しての取り組みも必要である。

たとえば、流域全体では水源地や山林を保全したり、大規模な地形改変を伴う事業の際に適切な水処理を施す等、また、利用面からは水利用の効率化・再利用による節水や水質汚濁の防止を図る等の配慮が大切である。

また、異常渇水においては、上下流住民や農業、工業などの利水者、漁業関係者等、水や河川の利用者全体が一体となって、個々における取り組みや工夫はもちろん、相互に協調して対応していくことが不可欠となる。そしてその際には、時期や場所による利用形態や水量等の状況を考慮にいった、きめ細かい対応が必要である。

3) きれいな水を保つ

高度経済成長を背景に、全国的に水質の悪化が進んだ。雄物川においても、昔を知る人々の証言から、生活排水や農業排水等により水が汚れてきたと言われている。雄物川で水質観測が始まった1970年代以降は横這い傾向が続いているものの、近年では生活や産業活動の高度化に伴い、汚染物質も多様化してきた。特に環境ホルモンは、科学的に未解明な点が多い上に、通常の毒性物質に比べて極めて少ない量で、人や野生生物に重大な影響を及ぼすものである。このほか、水質事故の発生、河川のゴミ問題等、きれいな水をめぐる問題は多い。

雄物川の水は流域住民の生活を支えており、特にその中で上水道は、水利用全体の1%と少ないが、住民の飲み水となることから、最下流部まで川の水をきれいに保つことは非常に重要である。また汚れた川は、人々を川から遠ざける重大な原因ともなっている。

これらの問題は、その要因が多様かつ複雑なものも少なくなく、その対策においては水循環の視点にたった対応が必要であり、解決には流域全体における連携が不可欠である。例えば、現状で整備率が42%に止まっている下水道整備の推進と種々の対策の連携のほか、BOD等の水質状況を公表し、住民に水というものが深く認識される仕組みづくりや、これによる啓発なども重要である。また、川の水質の維持には自然の浄化能力が不可欠であることの認識に立ち、これらの河川環境の保全を含めた、総合的な取り組みが求められている。

また、玉川及び高松川の酸性水対策についても継続的な取り組みが必要である。

(3) 自然との共生

1) 自然環境の保全と再生

近年、国民の自然環境に対する関心が高まっており、動植物の良好な生息・生育空間としての川の役割に対する要請が増加している。

雄物川流域は多様な自然環境を有し、現在でも多くの生物が生息している。しかし一方で、人々の生活や経済活動を原因とした生物の生活圏の遮断や、自然環境の破壊も発生しており、クニマス等姿を消した生物や、現在減少や絶滅の危機にある生物も少なくない。

今後は、今ある多様な自然環境を保全するとともに、失われつつある自然を再生していくことも必要となる。自然再生においては地域の自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければならない。特に雄物川上流部では低水路の固定化や高水敷の樹林化に伴い砂利川原が減少する傾向にあり、水の侵食・運搬・堆積作用等の自然の営力により川のダイナミズムを復元できるような器づくりが重要と考えられる。また、河川は自然環境の一部であるという認識から、河川だけを単独で考えるのではなく、周辺の山や地域の環境との関係について考えることも忘れてはならない。

2) 生物の生態に配慮した川づくり

1993年に「生物の多様性に関する条約」が締結され（2002年8月時点で日本を含む184カ国）、生物多様性の保全については国内外で関心が高い。そのような中で雄物川は、生息する生物が多様で豊富なだけでなく、イバラトミヨ雄物型など固有種や貴重種も数多く存在する重要な場所である。

魚類だけに止まらず、河川は生物の生態にとって非常に重要な場所であり、生物の生息や生育に必要な、多種多様な環境や空間、機能などを提供している。また、生態系は環境や生物間の適切なバランスのもとで成り立っていることから、河川が生態系に与える影響は非常に大きい。

従来川づくりにおいては、これまでの時代的背景から、治水や利水を中心に行われてきたため、生物の生態への配慮が不足していた。今後は、上にも述べた自然環境の保全と再生を図るとともに、本支川一体となった水の連続性を確保する等、生物の生態にも目を向けた川づくりを進めていくことが必要である。

(4) ふるさとの美しい景色の保全

1) 美しい景観の保全

複雑な地形・地質に由来する多様な環境が、多くの生物に生息環境を提供し、雄物川では種々多様な生物が生息している。そして、これらの環境は四季の変化と相まってすばらしい景観を形成している。たとえば中流部では、雄物川の雄大な蛇行と、山林が平地に迫る複雑な地形が、平地部の広大な水田や山林等の植生と相まって素晴らしい景観となっている。

都市化や山林等の開発が進み、全国的に一様な景観が広がりつつあるなか、このように現在においても残されてきた雄物川の素晴らしい景観を保全していくことが、個性ある地域づくりの観点からも大切である。

2) 周辺景観に調和した川づくり

昭和の始め、ドイツの世界的建築家ブルーノ・タウトが絶賛した丸子川の雪景色等、雄物川流域においては、昔から川は景観においても中心的な役割を担ってきた。

従来川づくりでは、治水や利水を中心に行われてきたため、雄物川が果たしていた景観についての役割が顧みられることは少なかったが、これからはその役割を十分認識して、周辺の景観に調和した川づくりが求められる。

(5) だれもが親しみたくなる川

1) 憩い、癒し、学びの場としての活用

かつては住民の生活の中に深く根ざしていた雄物川は、舟運の衰退や水道の普及等、生活形態の変化により、生活の中での存在感が少なくなっていった。一部の広い高水敷がオープンスペースとして、スポーツや花火大会の場として利用されてきたものの、それ以外の場所での川の利用は大幅に減り、人々は川と疎遠になり、住民の日常の関心は川から離れていった。

経済が安定してくると、人々はゆとりある豊かな生活を求めるようになり、近年では、川がもつ憩い、癒し、学びの場としての有効性が見直されるようになった。雄物川でも、従来からの高水敷利用に加え、水域も含めた利用が行われるようになり、国内初の国際カヌークルージング場の認定を受ける等、川と人との関係における変化は、徐々に、しかし着実に広がってきている。また、雄物川の景色のすばらしさも併せると観光資源としての可能性も考えられる等、これからの雄物川の活用では、地域との連携も重要視し、より広い視点から取り組んでいくことが望まれる。

長い間人々が川から遠ざかってきたことや、治水や利水を中心に川づくりが進められてきたこと等から、憩い、癒し、学びの場として雄物川を活用していくためには、多くの課題が残されている。しかし、地域住民の豊かな生活の実現や地域振興の観点からも、今後ますます必要な取り組みである。

2) だれもが近づけ楽しめる川づくり

かつては子供たちが集い、遊び、人格形成の一端を担ってきた雄物川も、従来のコンクリート工法を中心にした河川整備が進み、さらに生活形態の変化で人々の川と関わりが薄くなるにつれ、「川は危険である」とされ、ますます人を遠ざける状況となっている。

川が持つ多様な機能を享受するためにも、また、川の問題に人々が関心を持ち、主体的に川づくりに参加するためにも、だれもが近づくことができる川づくりが必要である。そのためには、急勾配護岸や危険箇所の改善や、護岸の親水機能の強化などハード面での取り組みと併せて、「川は危険である」という住民の意識を変えていくための取り組みも必要となる。なお、住民意識への取り組みにおいては、早瀬や淵などの危険箇所や、降雨や融雪に伴う洪水など、川のもつ危険性についても十分理解してもらうことも欠かせない。

3) ゴミのない川

人々が川と疎遠になり、河川には多くのゴミが存在している。かつて子供達が集い、水遊びをしていた頃の雄物川は一変し、金属やプラスチックなどの自然には浄化されないゴミも増え、ますます人々を川から遠ざける要因ともなっている。

このような中で近年、川の自然環境や多様な機能が見直され、これと並行し

て、住民のゴミに対する関心も高まってきた。現在では住民が中心となったクリーンアップも各地で行われる等、改善に向けた取り組みは進められてきているものの、まだまだ川にはゴミが多い。

今後、ゴミのない快適な雄物川を実現するため、クリーンアップ等の地域の活動とともに、そもそもゴミを出さないために、より多くの流域住民の意識改革やそのための啓発への取り組み等が必要である。そして、これらの活動や対策は上下流の合意形成にもとづいて進められることが大切である。

(6) 歴史や文化が息づく川

1) 雄物川に伝わる歴史・文化の保存・継承

雄物川は昔から、人々にさまざまな恩恵を与えるとともに、洪水や濁水等自然の脅威を与える存在でもあった。人々は長年にわたる雄物川とのつきあいを通じて、鹿嶋流しやケダニ地蔵(ツツガムシ病)、舟運等、独自の風土や文化を形成してきた。

明治以降の急激な近代化や、戦後の混乱、高度成長期を経て、これらの雄物川に伝わる歴史や文化はその存在感を失いつつあった。しかし、画一的な開発や整備が進む一方で、一部では地域を中心に雄物川の歴史や文化を守ろうとする人々の手により、これらの継承が行われてきた。例えば、ためっこ漁やはね網漁等の伝統漁法もその一つである。また、雄物川の歴史や文化を伝える絵画や写真、民具などでも、いまだ人目に出ることなく、それぞれの地域に残されているものも少なくない。

近年、個性ある地域づくりへの関心が高まっており、今後、地域の人々が受け継いできた雄物川固有の歴史や文化を保存するとともに、より多くの人に知ってもらう機会をつくるなど、次の世代へと伝えていくことも大切な取り組みとなる。

2) 河川伝統工法の活用

雄物川の治水の歴史は長く、古いものでは1782年の神宮寺から南外村の新川替え等が記録として残されている。人々は川との長年のつきあいの中から、川を管理し、利用するための知恵を育んできた。

戦後の復興を背景に、治水や利水を最優先においた急速な河川事業の進捗で、コンクリート工法による河川整備が進み、昔ながらの玉石や粗朶等の自然素材を用いた河川伝統工法はその姿を消した。

近年になり、川の自然環境や多様な機能が見直されるようになり、河川伝統工法は、周辺地域や自然との整合性の良さ等から、再び注目されるようになった。自然生態にはまだ解明されていないものも多く、長年、川の自然環境と共存してきた実績をもつ河川伝統工法の活用は、今後の川づくりにおいて、自然環境や地域との調和を進める上で有効な手段となる。

(7) 川づくりへの住民参加と流域内の連携

1) みんなが参加する川づくり

雄物川はふるさとを育む母なる川として、昔から流域の人々の憩いの場であり、また農業用水や生活用水として利用され、暮らしに深く関わってきた。もともと川の管理は沿川住民にとって生活の一部であったが、明治以降徐々に行政による河川管理が進み、次第に河川管理における住民の役割は低下していった。

昭和50年頃からは、河川環境整備事業で河川敷に公園や運動場等が整備されて、地域の人々が川と接する機会も増えてきた。そして最近になり、国民の自然環境に対する関心が高まる中で、平成9年に河川法が改正され、河川整備計画に地域住民の意見が反映されるようになった。

今後、地域住民のニーズや地域の特性に応じた川づくりを行っていくためには、住民が自分達の暮らしに深く関わる雄物川にもっと関心を持ち、そして自発的・継続的に川づくりに参加できる仕組みづくりが非常に有効となる。そのために、出前講座や公開講座等、河川学習活動への支援を行う等の、分かり易い情報の提供や広報活動、住民と行政との交流が大切で、このような「みんなが参加する川づくり」への支援体制が必要となる。

2) 流域内での交流と連携

昔から川においては、上流対下流、或いは左岸対右岸といった治水や利水に関わる利害相反の関係を抱えてきた。河川整備の進展等により、洪水や渇水の被害が軽減されることで、このような利害相反が幾分緩和されてきた。しかしそれでも、河川整備のあり方や、洪水や渇水などの非常時においては、やはりお互いの損得が対立する場面が多く存在する。また、近年では環境ホルモン、ダイオキシン、ゴミ問題等、流域全体が共有するリスクや問題も増えている。

このように、流域住民間の利害調整に加え、流域全体が協力して克服すべき問題など、これからの川づくりでは、流域内での協力や連携が欠かせない。そして、このような連携を成功させるには、利害や立場についての住民相互の理解と、これを促進する地域間の交流などが重要となる。また、これらの交流や連携は、ダム水源地を含めた流域全体で行われなければならない。

また、少子高齢化や過疎化の進展により、地域の活力の低下が懸念され、地域活性化のためにも連携は重要な意味を持つ。このような状況を踏まえ、雄物川を軸とした地域の連携や交流の活発化が今後求められている。

お わ り に

本懇談会では、様々な専門や立場の委員が集まり、意見交換が行われた。そしてこのたびその提言として「雄物川の川づくりの方向性」をまとめるに至った。これにより、平成9年改正の新しい河川法に基づく、地域住民や河川利用者、専門家等も参加する、雄物川らしい川づくりへの取り組みは、その第一歩を踏み出すことができた。

しかし、今回の提言では、「雄物川はこうありたい」ということを示したにすぎないため、これらを実現していくためには、まだまだ検討すべきことがたくさんある。例えば、今回示した「川づくりの方向性」をだれが責任をもってどのように実行するのか等の責任体制や実現体制、具体化策、さらには各行政機関の権限や役割を超える取り組みについての連携のあり方などがあり、これらを今後の検討でつめていく必要がある。そして、具体的な検討を進めていく段階では、雄物川の特徴や地域の特色なども十分に取り込んで、ますます雄物川らしさが色濃くでてくる川づくりへと進展して行くことが期待される。

これらの役割を中心的に担う場として、今後、流域委員会の設置が予定されているが、そこで行われる「雄物川水系河川整備計画」の検討においては、本提言を十分に理解し、提言内でも掲げたように関係機関や地域住民との連携を図りながら、その実現に向けた具体的な方策なども含めて検討を進められたい。

また、川づくりはその目的の中で、洪水対策や渇水対策など、民生の安定において非常に重要な役割も担っている。流域委員会などを通じて、今後の川づくりでは住民参加も活発化していくことと考えられる。従って、雄物川の川づくりにあたって、検討に直接参加する委員はもちろん、地域住民もまた参加の度合いに応じて、少なくとも倫理的な責任をもつ覚悟で取り組んでいくことが求められる。

最後に、本懇談会に参加いただいた委員をはじめ、関係機関の方々に感謝の意を表するとともに、これから展開される雄物川の川づくりに、本提言が役立てられ、そして治水・利水・環境でバランスのとれた雄物川の実現と、これにより雄物川流域がますます発展していくことを希望する。

